# よもぎ蒸しの営業について

\_\_\_\_\_

- ▶ よもぎ蒸しの営業を「業として」行う場合、営業の内容によっては公衆浴場の営業許可が必要である可能性があります。なお、「業として」とは、反復継続して社会性をもって行われるものを言い、よもぎ蒸しの対価の徴収の有無は問いません。
- よもぎ蒸しの営業をしようとする場合には、営業施設の所在地を所管する保健所に御相談ください。

## 〇営業許可が必要となる公衆浴場の類型 (国の通知から抜粋)

一般公衆浴場

温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設

- 銭湯
- ・老人福祉センター等の浴場(専ら、デイ・サービスを行うものを除く)

#### その他の公衆浴場

### 例示(類型)

- 1 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養または休養のための施設を有するもの
  - ・ヘルスセンター
  - 健康ランド
- 2 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの
  - ・ゴルフ場等の風呂
  - アスレチックジム等の風呂
- 3 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生 のために設置するもの
  - ・(福利) 厚生浴場 (比較的規模の大きいもの)
- 4 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
  - サウナ(を主とする浴場)
- 5 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
- 6 **その他のもの** 
  - ・移動入浴車(浴槽が固定されているもの)
  - ・エステティックサロン (熱気、熱砂、熱線、泥、etc.)
  - 酵素風呂、砂風呂等
  - ・介助浴槽(機械浴槽)(専ら、デイ・サービス事業に係るものを除く)

#### 〇保健所一覧

所管市町村	保健所名	住所	電話番号
八幡平市、滝沢市、岩手町、雫石町、	県央保健所**	盛岡市内丸 11-1	019-629-6588
矢巾町、紫波町、葛巻町			
奥州市、金ケ崎町	奥州保健所	奥州市水沢大手町5-5	0197-48-2422
花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	中部保健所	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
一関市、平泉町	一関保健所	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡保健所	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-22-9814
釜石市、大槌町	釜石保健所	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古保健所	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈保健所	久慈市八日町1-1	0194-53-4987
二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸保健所	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219

※ 盛岡市内の入浴施設は、盛岡市保健所の管轄となります。 (盛岡市保健所 盛岡市神明町 3-29 TEL 019-603-8310)